

イノベーションと競争政策に関する検討会 最終報告書（概要）

令和6年6月28日

公正取引委員会

「イノベーションと競争政策に関する検討会」最終報告書（概要）

本検討会の趣旨・目的

持続的な経済成長や現在の経済環境（デジタル経済の進展、ビジネスのプラットフォーム化・エコシステム化に伴う市場の独占・寡占化やその固定化・拡張）に鑑みると、イノベーションを促進し得る競争環境の確保は競争政策における重要かつ現代的課題。

競争政策の文脈において、イノベーションの実態に係るより深い理解や知見を得るため、有識者検討会を開催し、企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズムや、独占禁止法におけるイノベーションの競争への影響の評価に係る考え方等について整理・検討。

検討会委員等名簿・開催日程

- ※ 池田 毅（池田・染谷法律事務所 代表パートナー弁護士）
上武 康亮（イェール大学経営大学院マーケティング学科准教授）
大山 睦（一橋大学大学院経営管理研究科教授、
一橋大学イノベーション研究センター教授）
- 座長 岡田 羊祐（成城大学社会イノベーション学部教授）
- ※ 滝澤 紗矢子（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
福永 啓太（アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシー ディレクター）
松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授）
- ※ 松田 世理奈（阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士）
- ※※ 宮井 雅明（立命館大学法学部教授）

【検討会事務局アドバイザー】

五十川 大也（大阪公立大学大学院経済学研究科准教授）

門脇 諒（一橋大学社会科学高等研究院特任講師）

（五十音順、敬称略、役職は令和6年6月10日現在。）

（※）第5回までオブザーバー、第6回以降は委員として参加いただいていた委員

（※※）第5回まで参加いただいていた委員

検討会開催状況

第1回 令和5年3月9日

- ・検討に際しての前提について
- ・イノベーションへの影響メカニズム等の検討

第2回 令和5年4月5日、第3回 令和5年5月22日

- ・イノベーションへの影響メカニズム等の検討について

第4回 令和5年6月7日

- ・研究開発成果等が不確定な段階での研究開発
- ・スタートアップの買収に係る論点
- ・イノベーションへの影響メカニズム等の検討

第5回 令和5年6月19日

- ・イノベーションへの影響メカニズム等の検討について

令和5年6月30日 中間報告書公表

第6回 令和5年10月27日

- ・検討会再開後の論点等について

第7回 令和6年3月14日

- ・独占禁止法適用に際しての法的枠組み上の基本的考え方に係る具体的な論点の検討

第8回 令和6年6月10日

- ・最終報告書案の検討

令和6年6月28日 最終報告書公表

第1部 企業行動等がイノベーションへ与える影響メカニズム等に係る理論的整理

個別行為類型におけるイノベーションへの影響メカニズム等の検討

本検討会においては、「イノベーションへの影響」を、各種の企業行動によって生じる研究開発インセンティブの変動の状況と捉え、当該変動を観測・予測する経済学上の理論的筋道を「影響メカニズム」と位置付け。各種企業行動によって生じる研究開発インセンティブの変動（増減）について、経済学的知見に基づき下表のとおり整理。

各種企業行動によって生じる研究開発インセンティブの増減（主要なもの）※

影響メカニズム 企業行動	専有可能性の 向上	スピルオーバー の減少	シナジー効果 （補完効果）	企業全体での 投資能力・ 投資余力の向上	需要拡大効果・ マージン拡大効果	全体最適化・ ホールドアップ問 題の解消	置換効果 （共食い効果）	競争脱出効果	先取り効果
水平型企業結合	増加	減少	増加	増加	増加	変動なし	減少	減少	増加or減少
垂直・混合型 企業結合	増加	減少	増加	増加	増加	増加	変動なし	減少	減少
共同研究開発	増加	減少※※	増加	増加	増加	変動なし	減少	減少	減少

※実際の影響の発生状況については、企業行動の具体的態様のほか、市場構造、製品・技術特性等に基づき、個別具体的に判断する必要がある。

※※なお、共同研究開発の参加企業間においては、スピルオーバー効果が働き、研究開発インセンティブが増加し得る。

影響メカニズムに関する補足的説明（主要なもの）

専有可能性	研究開発成果から価値（収益）を獲得することができる状態・程度。成果である知識・情報のスピルオーバーによって他者の研究開発が促進される（正の外部性）一方、他者によるフリーライドが発生する場合は研究開発実施者の専有性（期待利益）が過小となり、過小投資となる可能性がある。
需要拡大効果・マージン拡大効果	製品単位当たり利潤（マージン）が大きくなれば需要を拡大した場合の期待利益が増加し、また、生産量が増加すれば単位当たり利潤を拡大した場合の期待利益が増加するため、イノベーションによる需要拡大やマージン拡大の意欲が高まる可能性がある。
置換効果（共食い効果）	既に一定の超過利潤が存在していることで、導入される新製品が自社の既存製品の売上げを置き換える（共食いする）際の実質的な利潤の増加分が限定的となる場合や、企業間の顧客奪取関係が内部化されて共食い関係が生じる場合に、それら事情のためイノベーションへの姿勢を減退させる可能性がある。
競争脱出効果	製品市場での競争が激しい場合は相対的に企業の利潤が少ないため、イノベーションによって競争から脱出して大きな利潤を得られる地位を獲得できる見込みがあるのであれば、積極的にイノベーションを起こそうとする可能性がある。
先取り効果	独占企業（又はそれに近い企業）は新規参入防止や既存利益保護のために積極的にイノベーションを起こそうとする可能性がある。

第1部 企業行動等がイノベーションへ与える影響メカニズム等に係る理論的整理

競争上問題となりやすい状況の整理

研究開発のインセンティブは正負双方の影響が同時に生じ得るものであって、結果として正負いずれの影響がより強く生じるかは、個別具体的に判断する必要。

他方、独占禁止法の法執行の機動性確保の観点からは、あらかじめ研究開発インセンティブが減少しやすい状況を整理することも重要。前頁の理論的・体系的な整理に基づき、企業行動により研究開発インセンティブが減少しやすい状況について整理。

1 研究開発インセンティブの減少につながりやすい市場構造の整理

- 新規参入等も見込めない安定的な独占状態（や寡占状態）といった市場構造の特徴がある場合には、製品市場における競争状況について、競争脱出効果・先取り効果の喪失といった効果が強く働き、研究開発のインセンティブに負の影響が生じやすくなる。
- さらに、各競争主体の数や市場シェアといった量的な変数のみならず、将来の製品市場におけるコンテストビリティの喪失につながるという点で、「有力なイノベーター（優れた研究開発能力を有する者）」の数や構成の変化といった質的側面に着目することも重要。

2 研究開発インセンティブの減少につながりやすい製品・技術特性の整理

- 以下のような市場支配力の獲得・強化を促しやすい特性を持つものである場合、研究開発のインセンティブは減少しやすい。
 - ①：ネットワーク効果による特定企業に対する需要の集中が生じる場合
 - ②：相互に強い補完性のある複数の製品・技術を組み合わせる場合
 - ③：ロックイン効果により特定の消費者に対するスイッチングコストを高める場合
- 特にデジタルプラットフォームを活用したビジネス分野は上記の特徴を複合的に有しており、企業行動により研究開発インセンティブを減少させる程度が他の分野に比べて大きい。

第2部 独占禁止法におけるイノベーションへの影響の評価

第1 研究開発競争の独占禁止法適用上の位置付け

イノベーションの源泉は、研究開発の成果として生まれた新たな技術等にある。よって、イノベーションへの影響を適切に評価するためには、研究開発競争に着目する必要。

他方、独占禁止法の適用における競争への影響の評価は、通常、（研究開発の成果が反映された後の）具体的な商品又は役務の取引市場における競争について行われるが、イノベーションについては、成果が商品又は役務に反映されるまで長い期間を要し、この間に競争状況が変動し得るため、製品化された段階で競争への影響を評価すると遅きに失する場合も考えられる。

その影響の評価は研究開発の時点から行う必要があり、その方法等について検討。



- 事業者による研究開発活動は、将来的には何らかの商品又は役務の供給につなげて収益を得ることを目的として実施されるのが通常。
- したがって、仮に具体的な商品又は役務がいまだ存在していない時点においても、研究開発を行う目的等に鑑み、将来的に生まれるであろう商品又は役務を想定し、その取引分野を画定することは解釈上可能であり、研究開発段階で行われる企業行動の研究開発インセンティブへの影響は、そのように画定した市場における競争への影響として評価することが適当。
- そのような市場画定をして競争評価を行うことによって、研究開発段階で行われる企業行動の競争への影響をより直接的かつ早い時点で評価することが可能。

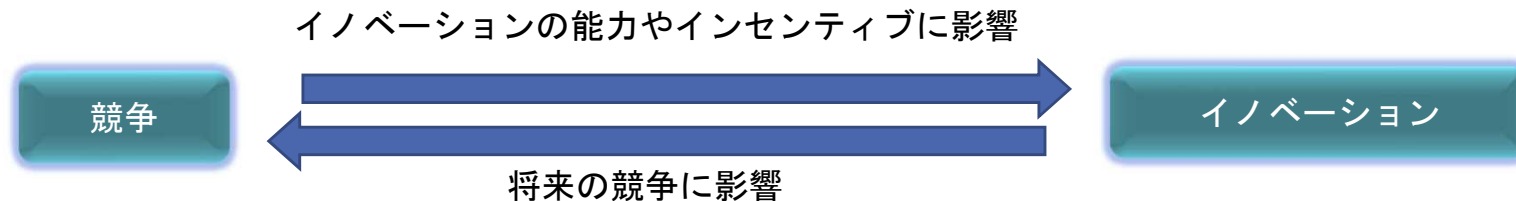
第2部 独占禁止法におけるイノベーションへの影響の評価

第2 イノベーションへの影響の評価の着眼点

イノベーションの競争への影響を考える場合、現時点ではその技術を利用した商品やサービスが存在しないため、短期的な視点ではその影響を適切に評価することができず、**長期的な視点で評価する必要。長期的な視点でイノベーションへの影響の評価を行う際の着眼点等について検討。**

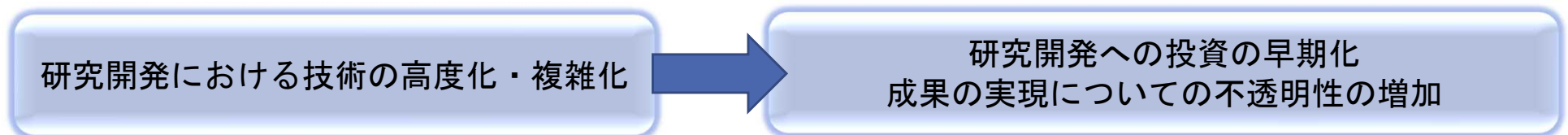
イノベーションへの影響の評価における動態的な視点の必要性

- 競争がイノベーションに影響を与えるのと同様に、研究開発によって革新的な商品・サービスが生まれるなど、イノベーションによって市場構造に変化がもたらされ、将来の競争に影響を与える場合がある。



- 市場におけるイノベーションの役割が高まっていることを踏まえれば、**競争当局は、特に市場構造に大きな変化をもたらし得るイノベーションに悪影響を生じさせるような企業行動について、将来の競争を制限するものとして注視していく必要。**

近年の研究開発活動を取り巻く環境の変化を踏まえる必要性



- 研究開発競争から将来的に新しい技術を生み出すようなイノベーションが生まれることを踏まえれば、問題となっている研究開発の成果の実現が不透明である段階においても、**競争当局が将来の製品又は役務に係る競争を制限する効果が生じていると判断することは妨げられるものではない。**

第2 イノベーションへの影響の評価の着眼点（続）

短期的な競争制限効果とイノベーションによる長期的な競争促進効果が同時に見込まれる場合

- イノベーションによる長期的な競争促進効果についても適切に評価することが必要。基本的な考え方として、ある企業行動が競争制限効果と競争促進効果を併せて持つ場合、**当該行動の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、当該競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、当該行動が独占禁止法上問題となるかを判断。**



- 短期的には競争への影響が負である場合に、イノベーションによる長期的な競争への正の影響を考慮するに当たっては、目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、例えば下記①ないし⑤の点を考慮することが適当。

- ①：イノベーションによる長期的な競争促進効果の実現が客観的な状況や事実に基づき十分に期待されるか
- ②：イノベーションによる成果が長期的に需要者厚生増大に資するか
- ③：短期的な競争制限効果が発生する市場において、イノベーションによる長期的な競争促進効果が影響を及ぼす程度
- ④：企業行動による競争制限効果が短期かつ軽微な影響にとどまるなど、市場競争を過度に制限するものではないか
- ⑤：イノベーションによる長期的な競争促進効果を実現するために短期的な競争制限効果の発生が不可避であるか

第2部 独占禁止法におけるイノベーションへの影響の評価

第3 イノベーションへの影響の評価に係る課題

イノベーションの競争への影響を把握するためには、研究開発の内容・進捗状況、そこから得られる成果の見通し、その実現可能性等を把握する必要があるところ、こうした情報の多くは事業者が所持。事業者から提供を受けるべき情報や立証の在り方について、以下のとおり整理。

事業者からの適切な情報提供の必要性

- 公正取引委員会がイノベーションの競争への影響を適切に把握するためには、事業者から、例えば研究開発の内容や成果、成功確率、成果の大きさ（収益的価値、競合技術との代替性・優位性等を含む。）、リードタイム、必要なコストと投資能力、研究開発体制（人材、設備、社内外の補完的技術ストック等）、既存の類似技術の研究開発における状況との比較、研究開発に取り組むインセンティブ等の情報が示された資料の提供を受けることが重要。
- 公正取引委員会が事業者から提供された資料を基に、イノベーションの競争への影響の評価を行う際には、事業者から提供された資料の客観性や妥当性を担保することが必要であり、案件に応じて関連する分野の専門家と連携することが求められる。

立証の在り方

- 公正取引委員会においては、イノベーションへの正の影響について証拠提出がされた場合には、その点も加味して競争に与える影響を判断することになるため、イノベーションを促進する旨の主張をする事業者は、その主張に係る客観的な証拠を積極的に提出することを推奨。
- それによって、公正取引委員会がイノベーションの詳細を把握した上で、競争への影響を迅速かつ適切に評価することが可能。